

新型コロナウイルス感染症に関して寄せられる県民の声

令和2年4月7日

埼玉県議会 無所属県民会議

代表 岡 重夫

＝県民の感染拡大防止対策＝

- ・外出自粛要請の実効性を担保する為、速やかに休業補償策・雇用の確保策を講じること
- ・企業に対し、休業判断の相談実施、テレワークの更なる推進
- ・マスク・消毒液の調達、配布
- ・保健所、帰国者・接触者相談センター等、相談体制の更なる充実
- ・多様な業種に対応した非常事態宣言下で営業できるか否かの判断基準の目安を示すこと

＝県庁の感染拡大防止対策＝

- ・知事のマスコミ取材体制の見直し（人数を減らす、リモート取材の採用等で知事への感染リスクを減らす）
- ・知事への面会者の縮小・絞り込み
- ・県職員の分散出勤、テレワークの推進

＝医療体制の拡充＝

- ・検査体制の更なる充実
- ・重症者に対応する病床の十分な確保（225床で充足しているか）
- ・（現在、ホテル組合から難色を示されている）軽症者・中等症者に対応するホテルの確保
- ・宿泊機能を有する県有施設での軽症者・中等症者の受け入れ
- ・エクモを使用できる医療従事者の確保
- ・防護服やフェイスシールド等、必要な装備の確保（マスク・消毒液等を含む）
- ・医療従事者（医師・看護師等）の子どもたちを預かる体制の整備
- ・厚生労働省による2月28日付の「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」の内容を医療機関並びに処方薬局への周知徹底

= 休校措置に関する措置 =

- ・ 更なる休校期間の延長
- ・ 休校中の学びの保障（プリント学習の充実やオンライン授業等）
- ・ 授業再開後の欠席の取り扱いへの配慮
- ・ 幼稚園の休園等に係る指針の策定
- ・ 学童保育の体制へのフォロー（特に、非常事態宣言下で開設する学童保育への支援員不足への対応）

※なお、「入学式・始業式の延期」を求める声が多かったことを申し添える。

= 経済対策 =

- ・ 個人、法人を問わず、固定資産税の減免
- ・ 自粛要請と補償をセットと考え、個人、法人を問わない事業者への支援
- ・ 医療従事者への（経済面も含めた総合的な）支援※1

※1【補足】 医療従事者は休みたくても休めない、給付金もない(所得制限に引っかかる)、自分自身も感染するリスクがある（無症状であれば CPR 検査も受けられない）、場合によっては家族に移さないように自主隔離でホテル泊をしている、万が一自身の病院等からコロナが出た場合は休業や訴訟リスク等、多くのリスクがある。しかし現状では医療従事者へは医療提供の強化・拡大が求められ、また県民・患者側の支援は議論されているが、最前線で頑張っている医療従事者への支援（危険手当的な）が手薄なので、これを検討してほしい。

- ・ 個人事業主等事業者の事業実施方法についての指針の策定※2

※2【補足】 個人事業者を含め、個人商店等は緊急事態宣言がなされた後、お店や事業を継続していいかどうかの判断ができるよう、県や市から指針を示してほしい。
例えば「床屋は、男性にとって散髪は日常生活を送る上で必要不可欠だから不要不急の外出にあたらないから営業を継続する」一方、「美容室は女性にとって美の追求は必要不可欠ではないから不要不急の外出にあたり営業をやめるべき」と判断がまちまちなので根拠となる指針を示してほしい。

= 福祉対策 =

- ・ フレイル予防支援
- ・ 貧困、虐待、DV 等支援が必要な家庭に対する、見守り活動の更なる充実

以上